

## 平成17年(2005)旭市議会第1回臨時会会議録

### 議事日程(第2号)

平成17年7月6日(水曜日)午前10時開議

- 第 1 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
  - 第 2 東総衛生組合議会議員の選挙
  - 第 3 旭市農業委員会委員の推薦
  - 第 4 発議案上程
  - 第 5 提案理由の説明
  - 第 6 質疑、討論、採決
  - 第 7 議案上程
  - 第 8 提案理由の説明
  - 第 9 議案の補足説明
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
  - 日程第 2 東総衛生組合議会議員の選挙
  - 日程第 3 旭市農業委員会委員の推薦
  - 日程第 4 発議案上程
  - 日程第 5 提案理由の説明
  - 日程第 6 質疑、討論、採決
  - 日程第 7 議案上程
  - 日程第 8 提案理由の説明
  - 日程第 9 議案の補足説明
- 

### 出席議員(69名)

- |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 角 崎 浩 一 君 | 2番 | 日 向 一 晴 君 |
| 3番 | 伊 藤 房 代 君 | 4番 | 越 川 芳 男 君 |
| 5番 | 林 七 巳 君   | 6番 | 山 田 芳 邦 君 |

7番	向 後 悦 世 君	8番	景 山 岩三郎 君
9番	高 野 宇一郎 君	10番	高 木 寛 君
11番	石 毛 昭 夫 君	12番	長谷川 喜代司 君
13番	鶴 谷 富士男 君	14番	滑 川 公 英 君
15番	嶋 田 哲 純 君	16番	安 藤 政 平 君
17番	内 田 芳 助 君	18番	佐 藤 章 吾 君
19番	宮 内 真 二 君	20番	柴 田 徹 也 君
21番	木 内 欽 市 君	22番	佐 藤 芳 民 君
23番	浪 川 光 平 君	24番	伊知地 直 君
25番	佐久間 茂 樹 君	26番	大久保 源 一 君
27番	日 下 昭 治 君	28番	平 野 浩 君
29番	齊 藤 勝 昭 君	30番	林 俊 介 君
31番	明 智 忠 直 君	32番	林 一 雄 君
33番	小 倉 輝 行 君	34番	菅 谷 源兵衛 君
35番	藤 田 昌 功 君	37番	相 澤 多喜壽 君
38番	加 瀬 義 夫 君	39番	木 内 兵 衛 君
40番	大 极 博 君	41番	向 後 保 夫 君
42番	高 木 武 雄 君	43番	嶋 田 茂 樹 君
44番	石 毛 忠 雄 君	45番	岩 崎 好 治 君
46番	成 毛 秀 夫 君	47番	島 田 壽 雄 君
48番	向 後 忠 昭 君	49番	佐 藤 文 雄 君
50番	久須美 佐 内 君	51番	向 後 和 夫 君
52番	高 橋 利 彦 君	53番	嶋 田 正 治 君
54番	江波戸 邦 夫 君	55番	在 田 榮 治 君
56番	高 橋 敬 君	57番	菅佐原 滋 之 君
58番	木 内 茂 君	59番	林 正一郎 君
60番	菱 木 勘兵工 君	61番	鈴 木 正 道 君
62番	羽 田 清太郎 君	63番	伊 藤 清 昌 君
64番	阿 部 一 成 君	65番	神 子 功 君
66番	松 木 源太郎 君	67番	金 杉 佐久治 君

68番 伊藤 鐵 君  
70番 加瀬 実 君

69番 林 一 哉 君

---

欠席議員（1名）

36番 常世田 昭 一 君

---

説明のため出席した者

市職務執行者	穴澤 清 君	教育長	加瀬 武彦 君
病院事業管理者	村上 信乃 君	病院事務部長	今井 和夫 君
総務課長	増田 雅男 君	新市行政推進室長	加瀬 博夫 君
秘書広報課長	平野 哲也 君	企画課長	加瀬 正彦 君
財政課長	高埜 英俊 君	税務課長	江ヶ崎 純敏 君
市民課長	小長谷 博 君	環境課長	堀川 茂博 君
保険年金課長	増田 富雄 君	健康管理課長	浪川 敏夫 君
社会福祉課長	林 久男 君	高齢者福祉課長	横山 秀喜 君
商工観光課長	小田 雄治 君	農水産課長	堀江 隆夫 君
建設課長	米本 壽一 君	都市整備課長	島田 和幸 君
下水道課長	山崎 健次 君	海上支所長	木内 孫兵衛 君
飯岡支所長	佐久間 俊雄 君	干潟支所長	木内 國利 君
会計課長	遠藤 純夫 君	消防長	佐藤 眞一 君
水道課長	宮本 英一 君	庶務課長	在田 豊 君
学校教育課長	多田 清司 君	生涯学習課長	神原 房雄 君
農業委員会事務局会長	野口 徳和 君	飯岡荘支配人	野口 國男 君
病院医事課主幹	飯野 孝夫 君		

---

事務局職員出席者

事務局 局長	来栖 昭一	事務局 次長	堀江 通洋
主 査	穴澤 昭和	主任 主事	石毛 勝子

主任主事 飯田裕紀子  
主事 山崎香里

主任主事 飯笹浩一

---

開議 午前10時 0分

○議長（林 正一郎君） ただいまの出席議員は69名、議会は成立いたしました。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（林 正一郎君） 日程第1、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票で行うことに決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（林 正一郎君） 議場を閉鎖いたします。

（「議長」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 松木議員。

○66番（松木源太郎君） 昨日の議論の中で、全員協であったか本会議だかちょっと今私記憶が定かでないのですが、議会内での選挙の投票について57番の菅佐原議員から意見が出されたので、それは議長が議会運営委員会において検討していただくというお話がありました。したがって、昨日の立候補制にした場合、その他無効票をどう判断するかということについて議会運営委員会で協議をさせていただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（林 正一郎君） 許可いたします。

しばらく休憩いたします。

（「議場の閉鎖を解いていただいて」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 議場の閉鎖を解きます。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時40分

○議長（林 正一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

委員長、松木源太郎議員、よろしくお願いいたします。

（議会運営委員会委員長 松木源太郎君 登壇）

○議会運営委員会委員長（松木源太郎君） 議会運営委員会のご報告を申し上げます。

昨日、議長から投票について議会運営委員会において協議するようにお話がありました。それについて本日2つの選挙が行われますので、今後の選挙のあり方について議論いたしました。ほぼすべての委員からいろいろ活発な意見が出ましたが、次の3点にまとめて今後の選挙の開票を行いたいと思います。

1、投票に当たっては、姓と名前を正確に記載すること。文字については、通称の文字でも有効とする。

2、全員協等で立候補表明をした者以外への投票についても有効とする。

3、白票、姓のみ、名前のみの票は無効とする。

以上、3点を議会運営委員会で確認いたしましたので、議長にご報告申し上げます。

○議長（林 正一郎君） 議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。ただいま議会運営委員会委員長から報告がありましたとおり、1、投票に当たっては姓と名前を正確に記載すること、文字については通称の文字でも有効とする。2、全協で立候補表明した者以外への投票についても有効とする。3、白票、姓のみ、名前のみの票は無効とする。以上、3点のとおり取り扱うことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

21番、木内議員。

○21番（木内欽市君） それでは、ちょっとお尋ねしたいんですが、例えば公職選挙法の場合ですと一般の我々が受ける選挙の場合ですね、比例案分という方式がとられる場合がございます。これはやはりそういった姓のみの名前の場合には比例案分するのではなかったでし

ようか。比例配分ですか、今回の場合はそれとは別にとということでもよろしいでしょうか。ちよつとお願いします。

○議長（林 正一郎君） 事務局。

○事務局長（来栖昭一君） それでは、今の質問にお答えします。

議会の内部の選挙については、公職選挙法というのを適用しておりません。あくまでも議会運営委員会あるいは全員協議会で皆さんで話し合われたことが決まりとなりますので、現在議会運営委員会で今松木委員長が発表されたように決まったという具合です。

以上でございます。

○議長（林 正一郎君） 木内議員、よろしゅうございますか。

以上、3点のとおり取り扱うことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） ご異議なしと認めます。

そのように取り扱わせていただきたいと思います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時16分

○議長（林 正一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（林 正一郎君） ただいまの出席議員は69名であります。

立会人の指名をいたします。7番、向後悦世議員、8番、景山岩三郎議員、以上の2議員を指名いたします。

立会人は立会人席にご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

○議長（林 正一郎君） これより投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（林 正一郎君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（林 正一郎君） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○議長（林 正一郎君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

（開 票）

○議長（林 正一郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 69票

有効投票 64票

無効投票 5票

有効投票のうち 齊藤勝昭議員 33票

大極 博議員 31票

この選挙の法定得票数は16票であります。

よって、齊藤勝昭議員が東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選いたしました齊藤勝昭議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席にお戻り願います。

（立会人、自席へ着席）

○議長（林 正一郎君） 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

---

◎日程第2 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長(林 正一郎君) 日程第2、東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員に嶋田哲純議員、林一雄議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました嶋田哲純議員、林一雄議員を東総衛生組合議会議員と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、嶋田哲純議員、林一雄議員が東総衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました嶋田哲純議員、林一雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

◎日程第3 旭市農業委員会委員の推薦

○議長(林 正一郎君) 日程第3、旭市農業委員会委員の推薦。

新たに設置された旭市において選任する旭市農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により委員の推薦を行います。

おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の旭市農業委員会委員は2名とし、議長において指名することに決しました。

指名いたします。

議会推薦の旭市農業委員会委員は、旭市松ヶ谷2103番地、多田正治、旭市横根831番地、高野宇一郎氏、以上の2名を指名いたします。

おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は、ただいま指名いたしました多田正治、高野宇一郎の2名の方を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 正一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員は、ただいま指名いたしました多田正治、高野宇一郎の2名の方を指名することに決しました。

これより議会推薦の旭市農業委員会委員について採決いたします。

旭市松ヶ谷2103番地、多田正治を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎君) 全員賛成。

よって、多田正治氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市横根831番地、高野宇一郎氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎君) 全員賛成。

よって、高野宇一郎氏を推薦することに決しました。

---

#### ◎日程第4 発議案上程

○議長（林 正一郎君） 日程第4、発議案上程。提出されました発議案は、発議第5号 専決処分事項の指定についてであります。

---

◎日程第5 提案理由の説明

○議長（林 正一郎君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

鈴木正道議員、ご登壇願います。

（61番 鈴木正道君 登壇）

○61番（鈴木正道君） 提案理由の説明を申し上げます。

発議第5号 専決処分事項の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を議会が指定するものでございます。その内容は、1つ目として、市の義務に属する損害賠償額が1件100万円以下のもの、2つ目として、市が当事者である和解または調停でその目的の価額が100万円以下のものがございます。

以上、発議第5号につきましては、ご審議の上、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。お願いいたします。

○議長（林 正一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

---

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（林 正一郎君） 日程第6、質疑、討論、採決。

おはかりいたします。発議第5号について、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は直接審議することに決しました。

発議第5号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） 発議第5号について討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎君） これより発議第5号について採決いたします。

発議第5号 専決処分事項の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎君） 全員賛成。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

○議長（林 正一郎君） 昼食のため、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時59分

○議長（林 正一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで連絡申し上げます。だいぶ暑くなりましたので、上着は脱いでいただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。

---

### ◎日程第7 議案上程

○議長（林 正一郎君） 日程第7、議案上程。

市長職務執行者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第4号までの4議案であります。議案第1号から議案第4号までの4議案を一括上程いたします。

議案第1号 旭市役所の位置を定める条例ほか160件の条例の専決処分の承認について

議案第2号 旭市指定金融機関の指定の専決処分の承認について

議案第3号 旭市土地開発公社定款の一部を改正する定款の専決処分の承認について

議案第4号 旭市固定資産評価員の選任について

---

## ◎日程第8 提案理由の説明

○議長（林 正一郎君） 日程第8、提案理由の説明を求めます。

穴澤清市長職務執行者。

（市長職務執行者 穴澤 清君 登壇）

○市長職務執行者（穴澤 清君） 平成17年旭市議会第1回臨時会に提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、旭市役所の位置を定める条例ほか160件の条例の専決処分の承認についてでありまして、新市発足に当たり必要となる条例161件について、合併前の1市3町の条例を合併協議会の議論及び調整方針を基に調整・統合し、専決処分により制定したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、旭市指定金融機関の指定の専決処分の承認についてでありまして、新市の公金収納及び支払いを取り扱う金融機関を専決処分により指定したことについて、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第3号は、旭市土地開発公社定款の一部を改正する定款の専決処分の承認についてでありまして、新市の発足に伴い、旭市公告式条例が7月1日付で専決処分されたことにより、当該条例を引用する旭市土地開発公社定款に改正する必要性が生じたことから、定款の一部を改正する定款を専決処分したことについて、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第4号は、旭市固定資産評価員の選任についてでありまして、新市における固定資産評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、江ヶ崎純敏氏が適任であると考え提案するものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（林 正一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

---

## ◎日程第9 議案の補足説明

○議長（林 正一郎君） 日程第9、議案の補足説明を求めます。

議案第1号及び議案第4号について、総務課長、登壇してください。

(総務課長 増田雅男君 登壇)

○総務課長(増田雅男君) それでは、議案第1号及び議案第4号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 旭市役所の位置を定める条例ほか160件の条例の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

7月1日付で専決処分いたしました条例は、全部で161条例でございます。これらの条例は、旧1市3町及び解散することとなった中央病院組合、消防組合及び塵芥処理組合にございました条例を合併協議会での議論及び調整方針を基に調整・統合したものであります。個々の条例の内容につきましては、去る6月20日に開催させていただいた事前説明会におきましてご説明申し上げましたので、ここでは個々の説明は省略させていただき、性質あるいは分野別に条例数や主な内容を申し上げます。ご理解をお願いいたします。

なお、今回の議案書にはページが表記されていないため、個々の条例については条例番号で指定させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

条例第1号から第4号までの4条例は、いわゆる総記と言われる部分でありまして、市役所の位置や市の休日などを定めるものであります。

続きまして、条例第5号から10号までの6条例は、議会、選挙、監査の部分でありまして、議会の定例会を年4回開催することや市の選挙における選挙運動の公費負担、監査委員の定数などを定めたものであります。

続きまして、条例第11号から第15号までの5条例は、行政通則と言われる部分でありまして、行政組織のあり方や支所の設置、行政手続のあり方や個人情報の保護と情報公開などを定めたものであります。

続きまして、条例第16号から第27号までの12条例は、人事に関する部分でありまして、職員の定数や任用、サービスや懲戒の手続等を定めたものであります。

続きまして、条例第28号から35号までの8条例は、給与に関する部分でありまして、特別職や議員並びに職員の給与、手当などについて定めたものであります。

続きまして、条例第36号から第61号までの26条例は、財務に関する部分でありまして、国民健康保険事業をはじめとする6つの事業に係る特別会計の設置や13種の基金の設置、税条例、使用料、手数料等について定めたものであります。

続きまして、条例第62号から第85号までの24条例は、福祉衛生に関する部分でありまして、

福祉事務所や海上ふれあいサポートセンターなど福祉施設の設置、保育の実施等、児童福祉のあり方、母子福祉のあり方、老人福祉のあり方、障害者福祉のあり方、介護保険のあり方、国民健康保険のあり方及び同直営診療所の設置、保健センターの設置等保健衛生のあり方、公衆便所及び火葬場の設置などについて定めたものであります。

続きまして、条例第86号から第100号までの15条例は、市民の生活環境に関する部分でありまして、地縁団体の認可、印鑑登録など住民生活に関すること、コミュニティ施設に関すること、交通安全に関すること、廃棄物の処理等環境衛生に関すること、環境のあり方等環境保全に関することなどについて定めたものであります。

続きまして、条例第101号から第118号までの18条例は、商工業及び農業等経済に関する部分でありまして、企業誘致のあり方や中小企業に対する資金融資など商工、観光に関すること、働く婦人の家の設置等労働に関すること、農業近代化資金の利子補給等農林に関すること、漁業近代化資金の利子補給に関することなどを定めたものであります。

続きまして、条例第119号から第124号までの6条例は、土木に関する部分でありまして、法定外公共物の管理等に関すること、市営住宅のあり方等建築、住宅に関すること、都市公園のあり方等都市計画に関すること、下水道事業に関することなどを定めたものであります。

続きまして、条例第125号から第130号までの6条例は、消防組織のあり方や消防団のあり方など消防全般に関することを定めたものであります。

続きまして、条例第131号から第151号までの21条例は、教育に関する部分でありまして、教育委員会のあり方に関すること、小・中学校の設置等学校教育に関すること、各種社会教育施設の設置等社会教育に関すること、青少年問題、体育に関することなどを定めたものであります。

続きまして、条例第152号から第161号までの10条例は、公営企業に関する部分でありまして、水道事業、病院事業及び国民宿舎事業について、その設置、運営、出納のあり方などに関することを定めたものであります。

以上で、議案第1号 旭市役所の位置を定める条例ほか160件の条例の専決処分の承認についての補足説明を終わります。

次に、議案第4号 旭市固定資産評価員の選任について補足説明を申し上げます。

本案は、新市発足に伴い、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議会の同意を求める固定資産評価員は、旭市江ヶ崎961番地、江ヶ崎純敏氏であります。

江ヶ崎氏は、昭和23年7月16日生まれで、昭和49年4月、旭市役所に奉職、以来31年余にわたり市役所に勤務しております。新市では旧旭市に引き続き税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任の方でございますのでお願いするものであります。

なお、地方税法第406条に規定されている兼職の禁止や請負の禁止及び第407条に規定されている欠格条項につきましては、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で、議案第1号、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎君） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊君 登壇）

○財政課長（高埜英俊君） 議案第2号 旭市指定金融機関の指定の専決処分の承認について補足説明をいたします。

指定金融機関は、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、地方公共団体の議会の議決を経て金融機関のうちから1つを指定し、当該地方公共団体の公金収納及び支払いを取り扱わせるものであります。平成17年7月1日付で旭市指定金融機関に財務内容、地域性を勘案し、株式会社千葉銀行を指定し専決処分したものであります。

なお、同日付で同行と指定金融機関事務取り扱い契約を締結し、また、収納代理金融機関の指定の手続き等を行い、出納事務に遺漏のないようにしたところであります。

以上で、議案第2号 旭市指定金融機関の指定の専決処分の承認についての補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎君） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 小田雄治君 登壇）

○商工観光課長（小田雄治君） それでは、議案第3号 旭市土地開発公社定款の一部を改正する定款の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

旭市土地開発公社の公告の方法は、公社定款第5条において旭市公告式条例を引用しております。本来定款の変更は、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けることとされております。提案理由でも申し上げましたとおり、新市の発足により7月1日付で旭市公告式条例が専決処分されたことに伴い、定款において同条例を引用する第5条を同条例の専決処分日に合わせて改正するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項

の規定に基づき議会に報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、改正の内容は、第5条中の旧旭市公告式条例の条例番号「昭和29年条例第1号」とあるものを「平成17年条例第3号」に改めるものであります。

附則は、同定款の施行日を定めるものでありまして、この定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行するものであります。

以上で、議案第3号についての補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎君） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

---

○議長（林 正一郎君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時16分